

くみあいニュース

第23号

◆ ご挨拶

梅雨の真ただ中ですが、組合員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。今年は春から気温が高く、梅雨の入りも早かったので、例年と気候の流れが違っているように感じます。

今までの生活がコロナウイルスによって様変わりし、1年以上が経ちます。この春からは「まん延防止措置期間」・「緊急事態宣言の発出」等の新型コロナウイルスの対策がなされていますが、まだまだ新型コロナウイルスの脅威は収束していません。全国的にワクチン接種が始まりましたが、引き続き私たち一人一人がコロナウイルスを広めないよう対策を行っていきましょう。

いよいよ7月は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。日の丸を背負ったアスリート達の夢の舞台を応援したいと思います。

四郷においては、市道四郷西山線から南側は商業施設が営業を始め、戸建て住宅やマンションへの入居が進み、人の流れが増えて活気があります。市道四郷西山線から北側は、工事完了エリアが広がり、この春に工事事務所も撤去されました。組合事務所から愛環四郷駅が見えるようになったことが新鮮です。

今年度の組合事業は、1号公園と2号公園の整備や造成などの工事、換地処分に向けた手続きが主となり進めています。役員一同、一層気を引き締めて事業を推進していきますので、引き続きご協力の程、よろしくお願いいたします。

理事長 梅村 利幸

今後の予定

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 7月10日 | 第20回 | 総代会（令和2年度の事業報告） |
| 7月20日 | 第129回 | 三役会 |
| 7月27日 | 第85回 | 役員会 |
| 8月 | 三役会 | 役員会 |
| 9月 | 三役会 | 役員会 |



◆ 総代の訃報について

組合設立当初から区画整理組合の総代としてご活躍された木村安雄氏 福岡章氏がご逝去されました。これまで地権者の代表として多大なご協力をいただきました。ありがとうございました。

ご冥福をお祈りします。

◆ 組合事務所 駐車場整備について

組合事務所 駐車場



令和3年5月に組合事務所に併設されていた工事事務所が、解体されました。工事事務所の跡地を駐車場として整備しました。今まで少し離れた場所に駐車場がありましたが、組合事務所前に整備しましたので、組合員の皆様、ご来所される際はご利用ください。

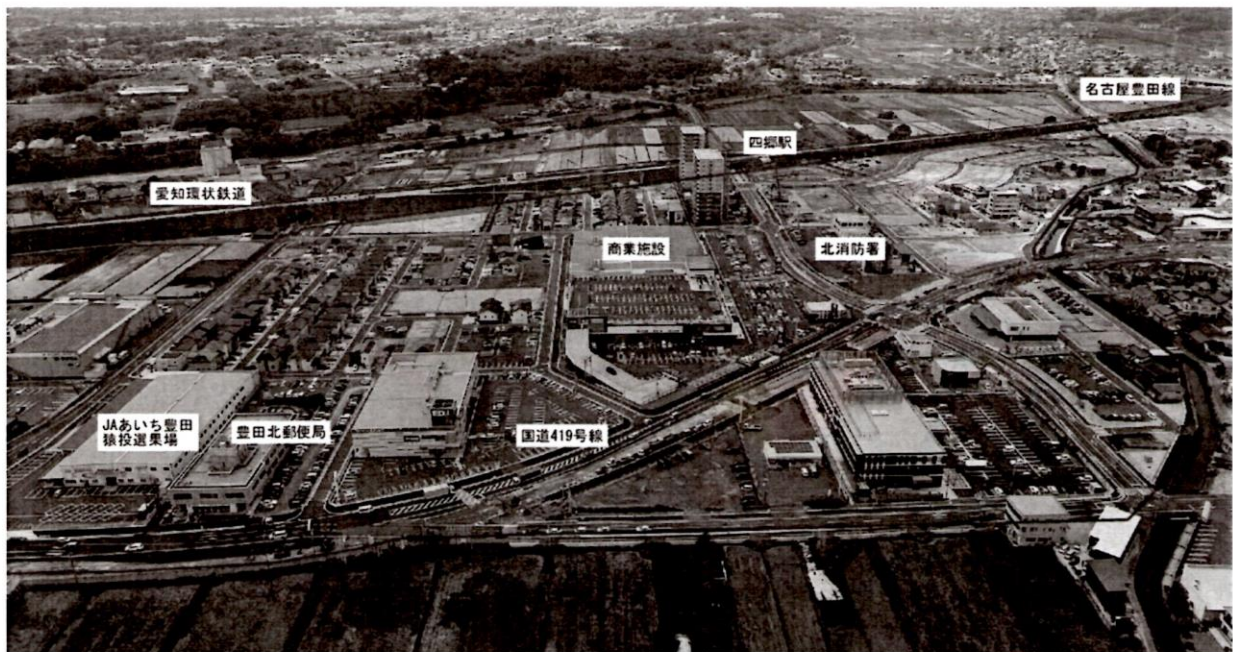
◆ 区域内の交通状況

使用収益を開始した街区では土地活用が始まりました。区域内に住む方も増え、区域内の施設を利用する方も増えてきました。区域の南側ではスーパーマーケットや家電量販店、飲食店などが営業していますので、通過交通も増えています。新たに国道も通学路に指定されましたので歩行者の方は横断歩道を利用し、自動車や自転車を利用する方は交通安全に留意してご通行ください。

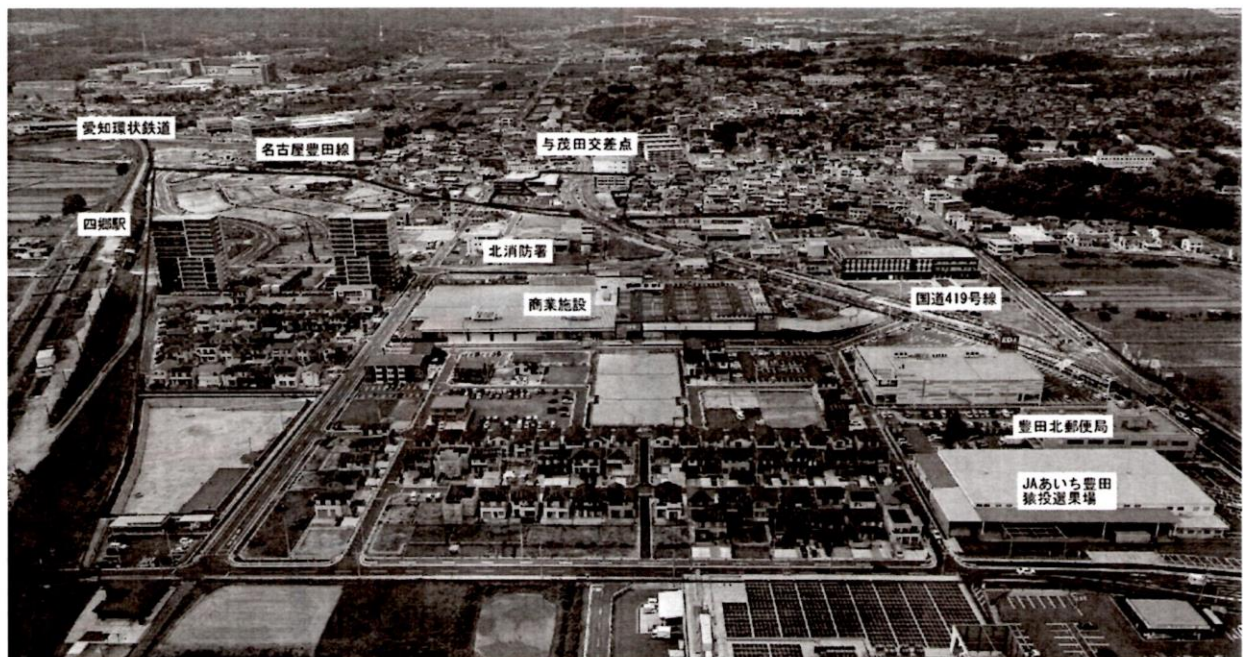


◆ 最新の地区空撮写真

区域内の市道を豊田市に管理移管しました。組合事務所周辺の区画道路も市道として供用開始されました。人と車の流れが変わっています。



東側から地区全体を望む 令和3年6月撮影



南側から地区全体を望む 令和3年6月撮影

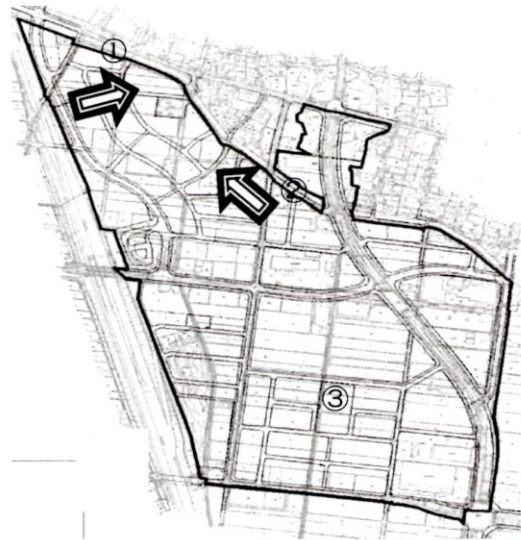
◆ 現在の工事の状況

① 組合事務所周辺

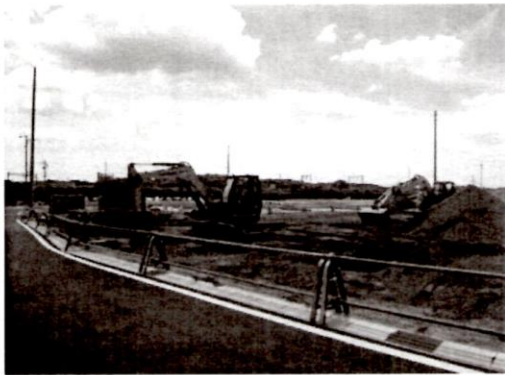


令和3年秋の使用収益開始に向けて工事を進めています。

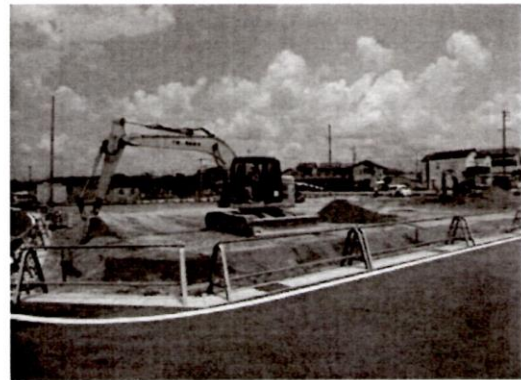
-撮影箇所-



② 5街区 工事状況



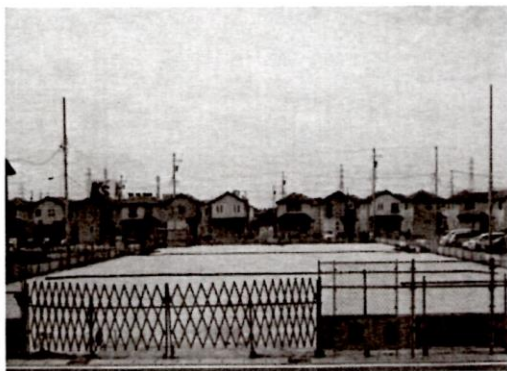
R3.06撮影



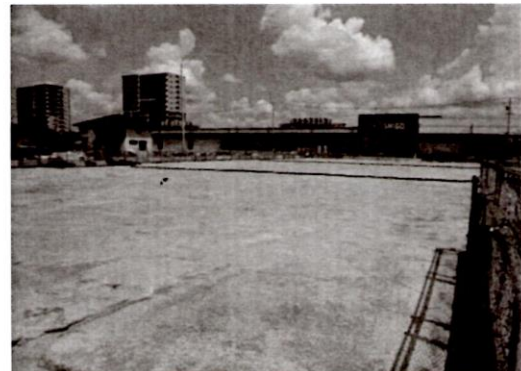
R3.06撮影

③ 2号公園用地

※事故防止のため、豊田市による公園整備が完了するまで利用できません。



北から望む



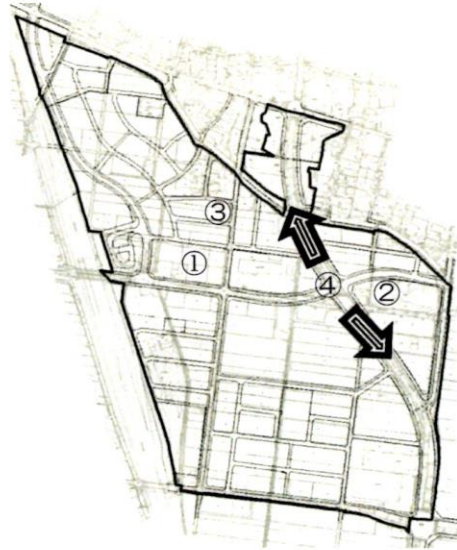
南東から望む

◆ 組合事業以外の工事状況

①四郷駅前マンション（3期）



駅前で3棟目のマンション建築工事が始まり、現在基礎工事を行っています。



②斎藤病院



R3.06撮影

託児施設も運用が始まり、薬局の建物が建築中です。

③眼科



R3.06撮影

今秋の開院を目指し、眼科の建物が建築中です。

④国道419号



森前交差点から南側を望む
現在、国道の4車線化に向けて工事が進められています。区画整理区域の南側の原橋から北郵便局南交差点までの区間の道路改良工事も進んでいます。

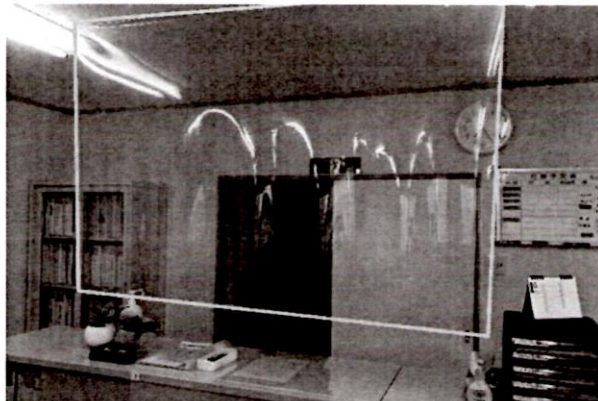


森前交差点から北側を望む

◆ 組合事務所の感染症対策について

組合事務所では感染症対策として、換気の徹底に努め、密にならないよう対策を施しています。皆様もマスクをご着用のうえ、事務所にお越しください。

- 事務局のカウンターに透明シートを設置
- 会議室・事務室に個別のついたてを設置
- 換気の徹底（開窓・空気清浄機）
- アルコール消毒の実施



◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動が生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- 地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- 住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）

令和 3年 7月 1日 第23号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸

編集責任者：滝野 真道（事務局長）